
目安箱への投稿

■ 日付：2024/3/5

■ 件名：数量総括表について

■ ご意見・お問い合わせ

最終変更時の数量総括表作成について、数量総括表の作成を求められました。土木書類作成マニュアルには、数量総括表は発注者が作成となっています。事務所担当者が作成と思いますが、作成しないといけないのでしょうか。

■ 回答

数量の算出については、土木工事共通仕様書に記載（※）のとおり、受注者が出来形数量を算出することとなっておりますので、作成をお願いします。

なお、土木工事作成マニュアルの工事関係書類一覧表のとおり、契約図書（設計図書）としての数量総括表は発注者が作成します。

（※）土木工事共通仕様書3-1-1-5 数量の算出（抜粋）

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。